

第4回 伊達地方衛生処理組合
ごみ焼却施設建設基本計画検討委員会 議事録

日 時	令和8年5月11日（月）午後2時～午後3時27分
場 所	伊達地方衛生処理組合管理棟 会議室
出席委員 （9名）	樋口 良之 委員長 藤原 周史 副委員長 中野 和典 委員 八巻 貞吉 委員 吉田 明子 委員 菊田 純一 委員 佐藤 正浩 委員 安藤 充輝 委員 武藤 善紀 委員 松浦 史憲 委員（オンライン出席）
欠席委員	佐藤 久仁夫 委員
事務局出席者	伊達地方衛生処理組合 吉田 友和 事務局長 三浦 修 総務課長 佐藤 賢一 業務課長 浅野 涼 庶務係長 後藤 仁志 業務課主任技査兼業務第2係長 渡邊 裕之 業務課主任主事 木下 幹貴 総務課主任主事 株式会社東和テクノロジー（受託者） 山本 浩史 村田 賢志 佐藤 和美 稲村 ゆかり
会議内容	1 開 会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 議 事 （1）委員会実施スケジュール（再確認） （2）第3回委員会の検討事項整理 ① 環境保全計画値の設定について （3）事業者アンケート調査結果について （4）施設整備基本計画の目次案について 5 その他 6 閉 会
配付資料	資料1 委員会実施スケジュール 資料2 環境保全計画値の設定について 資料3 事業者アンケート調査結果について 資料4 施設整備基本計画（素案）
事務局	1 開 会 事務局において開会
事務局	2 委嘱状交付 事務局長より、令和8年4月1日付け人事異動により新たに委員となった国見町、福島市衛生担当課長へ委嘱状の交付を行った。 ※福島市衛生担当課長はオンライン出席のため、後日事務局より交付する。

発言者	内 容
事務局長	3 あいさつ 本日は、それぞれお忙しい中、「ごみ焼却施設建設基本計画検討委員会」にご参集をいただき、ありがとうございます。また、日頃より当組合の業務運営に対し、深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。 ただいま、4月の人事異動により、新たに委員となりました、国見町住民防災課長の安藤様、福島市ごみ政策課長の松浦様に委嘱状を交付させていただきました。お二人には豊富な行政経験、ご知見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 さて、本検討委員会は今回が4回目となります。本日は、前回からの継続審議事項であります、環境保全計画のうち、排水基準値について修正案のご審議をいただく予定でございます。また、前回の委員会においてご承認いただきました、事業者アンケートの結果報告並びに施設整備基本計画の素案作成に向けた目次案についてもご審議いただく予定でございます。 委員の皆様におかれましては、伊達地方の衛生環境の維持と循環型社会の形成に向け、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。 本日もどうぞよろしくお願い致します。
事務局	- 事務局より出席委員について報告した (委員9人、オンラインにより1人 計10人が出席) - 出席者が過半数を超えていることから、委員会設置要綱第7条第2項の規定により、委員会は成立する旨の報告をした。
事務局	3 議 事 委員会設置要綱第7条第1項の規定により、議長は委員長が務めること、本委員会における資料の説明について、専門性の高い内容もあることから、本業務のコンサルタントである(株)東和テクノロジーが引き続き説明を行う旨の報告をした。
事務局	(1) 委員会実施スケジュール(再確認)
委員長	【資料1】により説明 事務局より報告がありましたが、丁寧な回数を重ねて実施されていると思います。このスケジュールで問題ないと思われますが、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
委員長	それでは、引き続きこのようなスケジュールで進めていくということで確認をいたしました。
事務局	(2) 第3回委員会の検討事項整理 ① 環境計画保全計画の設定について(継続審議事項) 【資料2】により説明

発言者	内 容
委員長	ただいま事務局より説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。
委 員	前回の資料で見落としとしていたかもしれないが、2 ページの硫黄酸化物 (SO _x) の法規制値、K 値「11.7 以下」とあるが、「17.5」ではないか。
事務局	ご指摘のとおりです。修正させていただきます。
委 員	次に、4 ページの「5) 排水の生活環境の保全に関する許容限度」のうち、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）について、阿武隈川水系の場合、1 mg/L ではなくて 5 mg/L ではないか。福島県の上乗せ条例のどこから引用しているのか確認したい。
事務局	福島県に確認のうえ、5 mg/L を 1 mg/L に修正しております。
委 員	この部分については、私の方でもう一度確認のうえ連絡する。 もう一点、6 ページの法定外有害物質に関する許容限度の表の No.53、トリフルミゾールの許容限度は 0.39 mg/L ではないのか。
事務局	以前、福島県からいただいた資料では 0.039 mg/L までとなっていたため修正を行ったところです。
委 員	福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の「その他」の項目を確認すると 0.39 mg/L となっている。
事務局	確認した結果、ご指摘のとおりですので、こちらも修正をさせていただきます。
委員長	それでは事務局、もう一度、委員の全ての資料を正しく精査、修正してもらい、ここで決を取りたいと思うので、改めて修正箇所を一つずつ確認してください。
事務局	3 点ございました。 1 点目、2 ページの「1. 公害防止基準値 1) 排ガス」について、硫黄酸化物 (SO_x) の規制値 K 値「11.7」を、「17.5」に修正いたします。 2 点目、4 ページの「生活環境の保全等に関する許容限度」におけるノルマルヘキサン抽出物質の許容限度の 1 mg/L について、委員より改めて数値の確認を行いたい※とのことであるため、後日その結果と修正の有無について皆さまにお知らせいたします。 3 点目、6 ページの「法定外有害物質に関する許容限度」の No.53 トリフルミゾールの許容限度「0.039 mg/L」を「0.39 mg/L」に修正いたします。 <u>※ 後日、委員より福島県に確認の結果、ノルマルヘキサン抽出物質の許容限度は「1 mg/L」であったと報告があったため、委員全員了解のうえ該当箇所の修正は行わないこととなった。</u>

発言者	内 容
委員長	ただいま事務局より修正部分の説明がありましたが、意見等ございますでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
委員長	それでは、修正のうえ事務局案で決定することとします。なお、確認が必要な部分については、事務局は委員からの確認結果を委員全員に共有していただき、修正の有無について報告をしてください。
事務局	(3) 事業者アンケート調査結果について 【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3-1】【資料3-3-2】にて説明
委員長	事務局より報告がありましたが、意見等ございますでしょうか。
委 員	A社とB社の回答の内容から見ると同じシャフト式焼却炉でも処理方式が違うメーカーだと思われる。B社からの回答を見ると「埋立再生」、「掘起しごみ」の実績がある事業者だと思われるが、A社の方は処理方式の特徴上、ハンデがあると思われるが、その辺は事務局としてどう考えているのか。
事務局	当初は、A社、B社、C社の3社にアンケートを依頼しましたが、残念ながら1社が辞退し2社からの回答となったものです。A社は、ご指摘ありましたように、実績等を含めたところを勘案すると、なかなか難しいところがあり、参加を躊躇されていたようです。しかし、今後運用等の詳細が決定していく中で条件に見合えば、その条件に沿った形で設計のうえ参入したいという意思を示されています。ハンデについてはA社も承知していますが、事務局としても現段階でB社1社のみとなるのは競争性の観点から好ましくなく、複数社が参入している状況が望ましいと考えています。今後の比較検討や事業の進捗によって、最終的に1社に絞られる可能性はあるものの、現段階では複数社による競争環境を維持するため、このような形で参加いただいています。
委 員	今回の計画の中で、「最終処分場の延命化」というのは、極めて大きな目的であり、そこで、埋立再生とか、掘起しごみの処理ができるか否かは非常に重要なファクターだと思われる。 不確定要素が高い中で、最終段階まで天秤に掛けていくことが良いのか、その辺は今後明確に定めていく必要があると考える。
事務局	ご指摘の通りです。今回はあくまでアンケートという形での調査であるため、今後、事業者選定に進む段階で、改めて正式かつ詳細な条件を設定していくことになりますので、その条件に見合った形で参加できるのかどうかを含め、改めてA社には確認させていただこうと思っています。

発言者	内 容
委 員	B社の工程表において「実施設計を前倒ししなければ工期が間に合わない」との提案があったが、この点についてスケジュール上の問題はないか。
事務局	非常に悩ましい部分であります。現在、本委員会で基本計画の検討を進めていますが、この後にはメーカー選定の議論、そして決定後に工事の着工へと進みます。しかし、昨今の働き方改革や諸要因の影響により、中東情勢の影響がなくとも、従来は3年で完了していた工事が4年から5年へと長期化しているのが実情です。ゼネコンを含め、土日休みが定着しており、そうしなければ人材が集まらないという背景もあります。 この工期の問題は非常に重要であるため、今後は組合側とも協議を重ね、例えば、事業者選定に係る委員会の回数を絞り期間を短縮したり、工事の仕様を必要最小限に留めるなど、仕様変更も含めた協議を進めていくことも考えています。
委 員	複数の会社から同様の指摘があれば確実なのだが、工期に関する具体的な回答提出が1社のみであったため、できれば複数社から回答を得たうえで判断したかった。1社の子の回答に依存せざるを得ない状況であるならば、今回のアンケートにおいてその点は少し残念であったと感じる。
委 員	今の指摘に関連するが、事務局から「事業者選定期間を短縮する」との話があった。しかし、これだけ物価や建設費・運営費が高騰している中では、内容を厳密に精査して発注せざるを得ないと思う。また、プロセスの透明性や公平性を確保する観点からも、事業者選定の期間を過度に短縮することは譲歩すべきではないと思うので、慎重に検討していただきたい。
委員長	委員会の回数自体を減らすというよりは、開催の頻度を上げることで対応すれば良いのではないのでしょうか。現段階のアンケート調査なので、詳細にまとめるところもあれば、大雑把にまとめるところもあるのが一般的かなと思います。 A社とB社を比較すると、人員配置計画においてA社は非常に手厚い人員配置を考えている一方、B社は手薄というわけではなく、効率化やコスト削減を深く考慮して人員を絞り込んできている印象を受けます。今後これらを評価・活用していくにあたり、日々の運転員の確保や省力化・省人化の視点も含め、良い方向での検討を進めていただきたいと思います。 それでは、アンケート結果については、このようなことで皆様にご理解いただきたいと思います。
事務局	(4) 施設整備基本計画の目次案について 【資料4】にて説明
委員長	事務局より説明がありましたが、意見等ございますでしょうか。

発言者	内 容
委 員	まず事務的な確認だが、第 1 章第 3 節の「事業スケジュール」の項目において、その下にさらに「1 事業スケジュール」と重複して記載されている。この下の「1」の表記は不要ではないか。 次に、1 ページ目の「計画策定の背景」について、本事業は交付金事業として実施されると想定されるため、「廃棄物処理施設整備計画」や「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」など、今回の施設整備に関する国の方針や施策に沿って進めている旨を明記しておくべきである。 次に、44 ページの発電の項目において「約 2,000kW」との記載があるが、仮に 2 炉稼働においてコークスベッド式シャフト式焼却炉を採用した場合、実際はもっと多くの発電量が可能ではないかと思われる。この「約 2,000kW」という根拠は、おそらく高圧受電等の条件などから 2,000kW を超えない枠を設定しているためと推察するが、今後は高圧受電についても検討することになっているため、「2,000kW を発電すればよい」という表現に固執する必要はないと思われる。売電による自家消費分の相殺や売電量の増加を踏まえると、もう少し発電量が増える可能性もあるため、表現方法は少し工夫しても良いのではないか。 次に、2 番目の「効率的な発電の検討」の理由について、「ごみ質の変動への対応」とあるが、これはごみ質だけでなく「ごみ量」も考慮すべきである。今後はごみ量が減少する可能性もあるため、入熱が変動した場合の対応という意味を込めて、「ごみ質・ごみ量の変動」とより丁寧に正確に記載すべきである。 最後に、3 個目にある「補助電源の確保」とは、具体的に何を想定しているのか。プラント立ち上げ時の電源確保のことか、あるいは 1 炉稼働時等も想定しているのか、グリッドに接続されている状況において、何を想定して補助電源と表現しているのか説明を求めたい。
委員長	ご指摘ありがとうございます。今回は目次案の審議なのですが、中身についてもいずれ議論しなくてはいけないので、今回お話ししていただくのは非常にありがたいです。今後の議論により、中身を修正した結果、目次が変わってしまうのは好ましくないと考えられますので。
委 員	目次案全体の構成自体については、特に異議はない。
事務局	ご指摘いただいた内容については、新しい方針や施策が順次公表されているため、それらに見合った形に内容を修正・リニューアルしていきたいと考えています。 次に、ご指摘いただいた 3 ページの事業スケジュールの重複記載（「1」）については削除いたします。

発言者	内 容
事務局	44 ページの発電量に関しましては、アンケート結果を参考に「2,000kW」として固定した記載となってしまったものです。本文の内容についてはさらにブラッシュアップと再検討を行い、第5回の委員会に改めて提出させていただこうと思っています。 方向性としてはこのような形でご了承いただければと思います。
委 員	45 ページの最後の一点目、「安定供給が可能な範囲における場外利用」とあるが、具体的にどのような利用方法が考えられているのか。
事務局	もし場外利用が可能となった場合の目安として、参考資料の下から3番目に記載のある「福祉センターへの給湯」などが挙げられます。供給熱量の目安としては約460MJ（メガジュール）となります。ただし、これは当該福祉センターの収容人数が60名、1日8時間稼働という前提条件に基づく試算であり、給湯量に換算すると1日あたり約16立方メートル（約16トン）のお湯を供給できるというイメージとなります。
委 員	ごみ量が少ない場合は、供給できる熱量も減少するのか。
事務局	その通りです。ごみ量に応じて減少する可能性がある。
委 員	それらを有効利用するということか。ただ、熱が余った場合、あるいは余剰分が発生した場合はどのように処理するのか。
委員長	まとまった需要でなくて、もっと少ないのであれば、少ないなりに有効にできる方法はあるのかどうか。例えば場内利用であるとか。
委 員	場外で使うのは困難であるものの、その余剰熱を場内で何か活用する方法はないのか。
事務局	例えばパッカー車等の収集車両（約50台）を洗車する際、水を温めて温水洗車として利用することが考えられます。これには約310MJの熱量が必要となりますが、あくまで目安として、このように場内で有効に消費する方法をいくつか提示していきたいと考えています。 具体的な熱利用の方法については、今後設置される「事業者選定委員会」において、民間メーカー側から具体的な技術提案をいただく形になると考えています。
委員長	委員からのご指摘は、「少ない熱量であっても無駄に捨ててしまうのは勿体無いため、ぜひ有効に活用してほしい」という趣旨のコメントであると受け止めたいと思います。
委 員	目次に関しては異存はありません。 今のお湯の有効利用の方法についてだが、地場産業や地域住民のニー

発言者	内 容
	ズに関するアンケート調査などは実施していないのか。例えば、周辺に果樹園が広がっているといった地域特性があり、B社の資料（10 ページ）にも「隣接の熱帯植物園等への温水供給」という実績が記載されている。地域のニーズが特になければ無理に作る必要はないが、温水プールのような施設だけでなく、地元への産業貢献という視点も重要である。現時点ではまだ白紙の段階であるため、エネルギー価格が高騰し温室の管理等に苦慮している地場産業の視点なども含め、地域のニーズを上手く汲み取っていただきたい。
委 員	目次案に関連して、焼却施設は非常に多くの水を必要とし、かつ今回は発電を行う計画となっているが、「プラント用水」や「発電に必要な水」の確保計画は目次に含まれているか。焼却炉の冷却水、発電タービンを回すための純水、全体の試薬を溶解するための水処理用水など、施設全体における「用水計画」の項目が必要ではないか。
事務局	今回の見積の条件として、今回の用水は地下水を使用することとしています。その地下水をどのように純水するか、浄水するかはメーカー側の技術提案に委ねる形になりますが、基本的に用水は地下水を使う予定です。
委員長	用水の必要量については、現行施設のデータが存在すると思いますが、その量をそのまま準用する形になるのですか。
事務局	現在の施設では1日あたり450 tの地下水を使用していますが、新しい施設の使用量はこれよりも減少するという助言をいただいておりますので、水の量は十分足りると想定しています。
委 員	万が一、水の量が不足する場合や、不測の事態が発生した際も、地下水のみで対応するという認識でよいか。
事務局	その通りです。
委 員	ここは、阿武隈川の近くでもあるが、冬から春にかけての渇水期に地下水位が下がるという話を各所で耳にしているが、そのような時期であっても問題なく対応ができるといった具体的な数字を持ち合わせているのか。
事務局	昭和51年以降、過去30年以上にわたり現在の場所で焼却場を運営しているが、現在までに一度も水が枯渇したという実績はありません。

発言者	内 容
	また、新施設は従来よりも用水の使用量が少ないため、十分な量を確保できると想定しています。周辺の地下水は奥羽山系からの伏流水であり、非常に豊富であります。水質傾向として「鉄・マンガン」の成分がやや強いため、ろ過等による除鉄・除マンガン対策は必要になると考えています。
委員長	一般的な施設整備基本計画において、目次の中に「用水計画」の項目を独立して設けることは珍しくないのではないのでしょうか。内容としてはただいまの回答でよいと思うのですが、その旨を目次の中に明記した方がよいのではないかと、委員、そういう意見でよろしいですか。
委 員	プラント設計計画や設備計画に関連して、用水の項目をどのように記載しようと考えているのか、そのあたりの位置付けを確認したい。
委員長	この種の計画書類を数多く見ていらっしゃる委員にも確認したいのですが、私は今まで用水について書いてある基本計画は、あまり見たことが無いのですが、いかがでしょうか。
委 員	あまり見かけないですね。
委員長	一方で、焼却炉一般というか、産廃など含めて全体を見る場合は書いてあることが多いですね。
委 員	現在の施設は水噴霧炉ですけど、新しい施設は「ボイラー発電」をターゲットにしているので、水質は重要な要素となる。事務局が説明したとおり、鉄やマンガンが多く含まれる場合は、除鉄・除マンガン設備が必要となりコストにも影響する。そういう意味では、用水の「量」だけでなく「質」についても基本計画の中で触れておいた方がよいと思う。
委員長	伊達地方という素晴らしい環境に配慮し、地域住民の理解を得るためにも、「しっかりとした用水計画に基づき良い施設を作っている」と示すことは有意義であると思いますので、前向きに用水に関する記述を設ける方向で進めてはいかがかなと思います。 本日の目次案については、大枠はこの方向で確定させていただき、今後の精査によって生じる細かい文言の変更や、用水計画の追加については前向きに検討いただき、次回の委員会で改めて報告をいただきたいと思います。

発言者	内 容
事務局	承知いたしました。
委 員	先ほどから議論されている 44 ページの「余熱利用・発電」について、発電設備を導入することによって全体の事業費が過大に膨れ上がるのではないかという懸念が 1 点ある。また、目次には「検討」とだけ書かれているが、具体的にどこまでの範囲を検討し、どのような提案を示すのか。例えば、せっかくの温水を技術的に可能であれば隣町の温水プールへの供給やお風呂等へ供給できれば素晴らしいことだが、これまでの委員会における余熱利用の審議について、少し確認させていただきたい。
委員長	余熱利用については過去の委員会でも何度か議論があったため、改めて整理してお伝えします。余熱利用計画の現状としては、この施設規模においては、発生する熱量や発電量にそれほど大きな余裕があるわけではない状況にあります。最近の技術を導入すれば何でも可能であるかのようなイメージもありますが、過度な設備投資はコスト高を招くことにもなります。 目次の表現が抽象的な検討に留まっているのは、我々が事前に具体的な余熱利用の方法を条件として指定してしまうと、制約が厳しくなり、応募するメーカーが減少してしまう恐れもあります。そのため、今後の「事業者選定委員会」において、組合の要求基準をクリアした、メーカー独自の工夫による技術提案を幅広く募集し、その提案に期待するような基本構想にしたいという意図から、このような書き方にしているところです。過大に風呂敷を広げて期待を持たせてしまって、後から実現できずにごっかりさせてしまうようなことも避けたいため、有識者の見地からは、厳しい余熱、発電の状況の中で慎重な表現としています。そのようなご意見があったことは議事録に残っています。
委 員	承知した。温泉施設などを無理に建設してほしいという意味ではなく、そのような背景があったということであれば納得できる。途中からの参加であったため確認させていただいた。
委員長	事務局からのコメントはありますか。
事務局	B 社から提出された平面図には「洗車場」が記載されておりますが、そこで構成市町から委託された収集車両等が 1 日 50～60 台洗車を行うと想定した場合、44 ページに記載のある熱量（約 500MJ）のうち、洗車だけで約 300MJ を消費してしまう計算となります。そうすると、残りの余剰熱量は約 200MJ となり、場外に供給できるほどの熱量はほとんど残らない可能性が高く、熱自体は発生するものの、外部へ回せる熱量は極めて乏しいと予想がされます。
委員長	そうであるならば、それは「場外利用が可能」とは言いにくい状況ではありませんか。

発言者	内 容
事務局	現状では、そのような想定になると思います。
委員長	ただいまの議論は非常に示唆に富んでおり、最後の「場外利用」の項目について、場外への供給に無理に注力するだけでなく、効率的に「場内で有効に使い切る」という書き振りのアプローチもあるという良い提案をいただいたと思います。次回の詳細検討に向けて有意義な議論ができたことに感謝いたします。他にご意見等ありますか。
委 員	現在の施設は水噴霧炉であるが、新施設ではボイラー発電を行う計画であるため、運営方式がどうなるかは、まだ未定であると思われる。その中で、発注段階や運用時に「ボイラー・タービン主任技術者」などの有資格者の確保が必要となってくるため、今後の検討課題となると思う。 また、電気事業者との「接続検討」など、事前に協議すべき事項も多く存在することから、「効率的な発電計画」とは別に、独立した計画、あるいは事前協議の項目として目次に入れておいた方が良いのではないか。
委員長	ボイラー・タービン主任技術者の確保については、基本的には民間事業者（ＳＰＣ）側に一任する形になるのではないのですか。
委 員	運営をＳＰＣに任せる場合はそれでよいが、発注側（組合側）の課題として、これまでボイラー発電を行っていなかった自治体にはノウハウを持つ技術者がいない。建設時や発注の段階において、発注者側にボイラー・タービン主任技術者がいなくて大丈夫なのか、あるいは組合としてどのように技術者を確保・処遇していくのか、具体的な中身は書かなくとも「技術者の確保について検討している」という姿勢は基本計画や発電計画の項目内に示しておくべきである。また、電気事業者との「接続検討」について、万が一協議が決裂すると売電自体ができなくなるリスクがある。ノンファーム型接続の考え方なども含め、事前協議の状況を少し整理して記載すべきである。
事務局	ご意見いただいた電力会社との「接続検討」につきましては、令和８年度中に進める方向で現在計画しています。また、ボイラー関係の主任技術者の確保については、基本計画以降の段階において必要な事項であると認識しています。今後の発注における「要求水準書」や「発注仕様書」の中に、これらの配置について記載していきたいと思います。
委員長	ありがとうございました。本日は目次案の審議でありましたが、具体的な中身にまで踏み込んだ有意義な議論ができたことに感謝いたします。 内容については引き続き次回以降の委員会で精査していくようになりますので、目次の大まかな方向性としては、ただいま議論した内容を踏まえる形で、目次案は、現時点で皆様にご了承いただいたものとしてよろしいでしょうか。

発言者	内 容
事務局	(「異議なし」の声あり) ありがとうございました。この方針に沿って、次回の資料作成を進めていただくこととします。本日の議事は以上でありますので、進行を事務局にお返しします。
事務局	4 その他 先ほどコンサルタント会社の方からもお話がありました、中間答申の住民説明会についての報告をさせていただきます。 去る4月9日および10日に、伊達市保原町、桑折町において住民説明会を開催いたしました。現在、説明会の議事概要をとりまとめており、近日中に組合のホームページにて公開する予定であります。 準備が整い次第、委員の皆様にはメールにて通知させていただく予定です。 次に、第5回の委員会の日程について委員の皆様にお諮りをします。 事務局案といたしましては、7月13日(月)午後2時よりこの会場において開催したいと考えておりますがいかがでしょうか。
委員長	現段階の予定としては、概ね差し支えないという認識でよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
事務局	では、7月13日(月)午後2時より開催ということで、進めさせていただきますと思います。正式に確定した段階で、改めて開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局	5 閉 会 事務局において閉会